

住民説明会（第 11 回）

日時：平成 27 年 4 月 17 日（金）14：00～16：00

場所：西区民センター

（山口大阪府市大都市局長）

皆さん、こんにちは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からごあいさつをさせていただきます。

本日はお忙しい中、特別区設置協定書の説明会にお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。

また、平素から大阪市政の推進につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この説明会は、先月の 3 月 13 日に大阪市会、3 月 17 日に大阪府議会でこの特別区設置協定書が承認をされまして、来たる 5 月 17 日に、大阪市における特別区の設置に関する住民投票が行われることになりました。

これに伴い、法律名は大都市地域における特別区の設置に関する法律というものでございますけれども、この法律に基づきまして、大阪市長が皆さまに説明をする説明会でございます。

従いまして、本日橋下市長も出席をして、後ほど皆さまに直接説明をさせていただきたいということでございますけれども、その前にまず、事務局であるわれわれの方から、皆さまにお配りをしておりますパンフレットに基づいて、この特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容についてご説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りを申し上げておかなければならないのですが、この特別区設置協定書に記載している内容については、例えば住民サービスがこのように充実しますとか、新しいまちづくりをこのようにしますとか、そういったいわゆるまちの将来計画といったようなものではございません。

この特別区設置協定書は、今言った住民サービスをどうしていくのか、あるいはまちづくりをどうしていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういうものを記載している内容でございます。

具体的に、現在人口 270 万人の政令市である大阪市を 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆さんに選ばれた公選の区長、区議会を設けるということ。

また、今まで大阪市と大阪府が担ってまいりました広域行政、これは役所の仕事の中でそういう広域行政という分野があるんですけれども、この分野を大阪府に一元化するということ。自治の仕組みそのものをどうしていくのかということでございます。

つまり、これから皆さんにサービスを提供していく役所をどのようなものにしていくのか、そういうことを記載しているのが、この協定書でございます。

そういう意味では今までにないものでございますし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解いただくところが難しい部分もあろうかと思えますけれども、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、われわれ皆さま方の住民投票に際してご判断の一助となりますように、できるだけ分かりやすく説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、種々の都合により壇上からの説明になること、また入場の際に金属探知機の検査など、たくさんのご不自由、あるいはご不快な思いをされた方もおられると思えますけれども、その点について深くお詫び申し上げますとともに、来る 5 月 17 日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようようお願い申し上げます、最初のごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い致します。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。よろしくお願い致します。

(司会)

事務局からの説明終了後に、橋下市長と高野西区長が出席致します。私は、本日司会進行を務めさせていただきます、大都市局組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日の日程についてご説明します。はじめに説明パンフレットを使って事務局からおおむね 30 分で説明し、その後市長が参りましてスライド等を使って説明を行います。最後に会場からの質疑応答を行う予定としております。終了は 16 時を予定しております。

続きまして、繰り返しになって恐縮ございますが、開催にあたってのお願いでございます。携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上通話をご遠慮ください。本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。

お配りしております皆さまへのお願いにもお示ししておりますが、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々のご迷惑になるような行為はご遠慮ください。注意しても迷惑行為をおやめいただけないような場合などはご退室いただくことがございますので、よろしくお願い致します。

限られた時間の中で円滑に説明会を進めるため、皆さまのご理解、ご協力が必要でござ

います。何とぞよろしくお願い致します。

それではまず、説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明を申し上げます。前のスクリーンにもパンフレットの該当ページを映しますので、よろしくお願い致します。

(手向大阪府市制度企画担当部長)

こちらの説明パンフレットに基づいて、説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

3ページから4ページの部分をご覧ください。「協定書のイメージ」という部分です。このページの左側の部分の「現在」の覧に記載していますように、国におきましては大阪市など大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されております。

具体的に大阪市で見ますと、1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。

また、大阪市と大阪府の両方が、「広域機能」の枠、ピンク色の部分です。ここに記載しておりますような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々に行っているという状況です。

これを、ページの真ん中から右に記載していますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、これらの広域機能を大阪府に一元化することで、右下の部分になりますが、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、これら広域機能以外の部分、その上のオレンジ部分ですが、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35万人から70万人の5つの特別区を新たに作ります。これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長を区議会の下で住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていく。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。それでは順次協定書の内容等について説明致します。6ページをご覧ください。

協定書の内容のご説明に先立ちまして基本的な用語の意味について説明し、引き続き今後のスケジュールをご説明したいと思います。まず、「特別区とは」という部分をご覧ください。

特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対して、住民の皆さんがお住まいの区は行政区といいます。区長は市長が任命する職員であり、区ごとに議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っていません。

その下の、「協定書とは」という部分ですが、特別区設置協定書は大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして、特別区が設置される日。5つの特別区の名称と区域。特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるのかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次に、下段の「今後のスケジュール」について説明致します。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日の日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

7ページをお開きください。「協定書ができるまでの背景・経緯」についてご説明致します。ページの中程の囲みの部分をご覧ください。平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の「参考」という部分ですが、こうした中、平成24年8月には大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる「大都市法」が制定されました。下段の囲みをご覧ください。この「大都市法」の規定に基づき、平成25年2月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書案が取りまとめられました。

その後2月に総務大臣から協定書案について「特段の意見はありません」と回答をいただき、3月には府、市両議会において承認されたところです。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明致します。右側の8ページの上段の部分、「特別区の設置の日」をご覧ください。先ほど申しましたように、住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に現在の大阪市の5つの特別区が設置されることとなります。

続きまして、2つ目の「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明致します。ページの真ん中に地図とその下に表をお示ししていますのでご覧ください。

まず特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお、湾岸区についてはベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたということでございます。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会においてそれぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動、交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模、大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたところでございます。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾

岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところ です。

本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さまからの近さや、交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、赤で囲っている部分です。湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区につきましては、知事、市長および議員から構成されております特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所ということになりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ 86 名を、表にございますように、北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人、割り振るかたちで決まったところでございます。議員報酬については市条例に規定する報酬額の 3 割減ということになっております。

最下段の枠囲みの「ひとくちメモ」に、現在の 24 区役所などの扱いを記載しています。現在の 24 の区役所および現在の出張所などは全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うことと致しております。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

9 ページをお開きいただきたいと思います。9 ページから 13 ページにかけて、各特別区の概要として、先ほどのページと重複致しますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しています。併せて本庁舎と支所等についてもその位置を示しています。引き続き現在の区役所等は支所等として残ります。

また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかお示ししているところです。

9 ページの「北区の概要」というところで申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎となり、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

北区は最下段に記載の主要統計の部分で見ますと、昼夜間人口比率が 153 パーセントと、住んでいる方々よりも通勤などで通っている方々が多いという特性を示しています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 69.4 パーセントと高い数値になっています。

さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区といえます。

10 ページをご覧いただきたいと思います。「湾岸区の概要」でございます。現在の港区役所が本庁舎。現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、住之江区役所の南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また湾岸部は最下段に記載の主要統計の中では工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と 5 区の中で最も大きなものとなっております。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうし

た工業の集積、高い港湾機能に、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区といえます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。東区の概要でございます。現在建設中の城東区役所が本庁舎となり、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。

また東区は、主要統計の覽で申しますと、年度別人口比で15歳未満が12.7パーセント、65歳以上が23.6パーセントとそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と、多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区といえます。

12 ページをご覧ください。南区の概要でございます。現在の阿倍野区役所が本庁舎となります。現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして東住吉区役所の矢田出張所、平野区役所の加美出張所などが支所等として残ることになります。

南区は主要統計の同じく年齢別の人口比で見ますと、東区と同様に15歳未満が12.9パーセント、65歳以上が24.4パーセントと、それぞれ高い数値を示しております。子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

あべのハルカスを始め、新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社など歴史のある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれた定住魅力のある特別区となっています。

13 ページをお開きいただきたいと思います。中央区の概要でございます。現在の西成区役所が本庁舎となります。現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。

中央区は主要統計でいいますと、商業販売額が18兆8,000億円、5区の中では最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。

昼夜間人口比率が237パーセントと極めて高く、さらに高等学校や大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区といえます。

最初に、「協定書のイメージ」のところでご説明致しましたが、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを、5人の区長、区議会の下で提供していくことになるものでございます。

次に、14 ページをお開きいただきたいと思います。右側のページです。「町の名称」について。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたもので特別区の町名を定めるにあたっては、原則新たに設置する特別区の名称と、現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入することを考えております。

西区の所在する中央区の例で具体的に申し上げますと、西成区岸里は中央区西成岸里、

天王寺区上本町は、中央区天王寺上本町、浪速区日本橋は、中央区浪速日本橋となります。

現在の中央区と西区については例外的に、現在の行政区名を挿入せずに、中央区難波を同じく中央区難波、西区南堀江を中央区南堀江とすることを考えています。今後、記載下段の「ひとくちメモ」の覧にありますが、特別区の設置が決まった場合には、例えば、町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さまのご意見をお聞きして決定してまいります。

続いて、15 ページをお開きいただきたいと思います。「特別区と大阪府の事務の分担」でございます。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」という言い方をしますが、その役割分担を示しています。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか。特別区と大阪府でどのように税源、お金を配分し調整するのかなどが決められるということです。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と併せて、広域交通基盤の整備や、成長分野の企業支援など、広域的な仕事も行っています。

この広域的な仕事の部分については、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われています。広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論されているような、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うということにしています。

特別区では選挙で選ばれた区長、区議会の下、先ほどご説明しましたそれぞれの区の色などに応じて、住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて、役割分担を明確にするということです。

これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤などの広域的な仕事は、大阪府で担うこととなります。従って特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっています。

つまり、現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思います。「職員の移管」についてご説明致します。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。上段、枠囲みの「基本的な考え方」の部分に記載しておりますとおり、特別区と大阪府は先ほど説明しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の、「職員の移管（イメージ）」という部分をご覧ください。平成 29 年の特別区

設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で左下に記載のとおり、7万7,100人と見込んでいます。

その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区、一部事務組合、大阪府の合計で7万7,300人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員などを増員する必要があると見込んでいることによるものです。

その後は行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で7万5,600人になると見込んでおります。

次に、18ページ、右側のページで、「特別区の行政組織(イメージ)」を示しております。組織の名称はあくまでもイメージであり、仮称ですが、5つの特別区においては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営が成されることとなります。

これまでの区役所などで担ってきた住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の24区役所や、現在の出張所などで引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続きまして、19ページ「税源の配分・財政の調整」についてご説明致します。まず、上段の水色の部分をご覧ください。税源の配分とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、先ほど説明致しました仕事の役割分担に応じ、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからは「お金」と呼びますが、これを特別区と大阪府に分けることです。

各特別区に配るときには、特別区間で収入に大きな差ができないように調整することです。「基本的な考え方」に記載していますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。

大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまでも市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけを移すということではありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は特別区設置後3年間は毎年、その後はおおむね3年ごとに大阪府・特別区協議会(仮称)で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移される仕事に使われているか検証します。

「特別区の財源(イメージ)」という部分をご覧ください。皆さまからお納めいただく税

金につきましては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除いて、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものがこちらの部分でございます。

続きまして、21 ページをご覧くださいと思います。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明致します。ここでは市民の皆さんが日ごろから利用している施設を始め、現在大阪府が持っている株式など、さまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。

「基本的な考え方」に記載していますが、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪府が提供してきたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さんが日ごろから利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり当然使えます。

株式や大阪府がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするのか、その取り扱いについては、大阪府・特別区協議会で協議致します。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

次に、23 ページの「大阪市の債務の取扱い」についてご説明致します。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しています。債務の主なものは大阪府債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪府債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。

この大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

次に、右側のページ、24 ページですが、「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明致します。上段の水色の部分ですが、一部事務組合、機関等の共同設置とは 5 つの特別区が連携して、効果的効率的に仕事を行う仕組みのことです。

一部事務組合については、5 つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って大阪府内でも 31 の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されております。

中段のグリーンの部分ですが、今回 5 つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行います仕事は、平成 30 年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されております国民健康保険事業や、1 つに集約して処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。

あくまでも特別区が担う仕事は、各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は、特別区の全ての仕事のうち約7パーセントだけとなっております。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。大阪府・特別区協議会についてご説明致します。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に、23 区長の中から選ばれた8人の区長となっています。これを大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。

これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分や、大阪府に引き継ぐ財産について、大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととなります。併せて、これも東京にない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

26 ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計[粗い試算]」についてご説明致します。上段の黄色い部分、「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に、特別区を設置した場合に5つの特別区、それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。

この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値について相当の幅を持って見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載していますが、特別区全体を合わせた推計は、下のグラフにあるとおりです。下の方のオレンジ色の枠を見ていただきますと、財源活用可能額、これは使うことのできるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、29年度から45年度までの累計で約2,762億円になる見込みです。この財源活用額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準をよくしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の27ページから29ページでは、特別区それぞれの財政推計を示しています。中央区の場合は29ページの上段のところにグラフがありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、31ページ、32ページをご覧ください。「みなさんからよくある質問」と、それに対するお答えを載せています。よくある質問の例として、特別区になっても住民サービスは維持されるのか、これまで納めてきた税金や水道料金などは高くなるのか、これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるのかなど、8つのよくある質問を掲載しております。それに対する回答を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

ここで市長と西区長が到着致しました。橋下徹大阪市長でございます。高野賢西区長でございます。それでは、市長よりスライドを使いまして、協定書の内容等についてご説明申し上げます。

(橋下市長)

皆さん、今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また日ごろより大阪市政にご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、大阪市役所として説明をさせていただきます。5月17日、皆さんの1票で大阪の未来を決めていただくこととなりますので、今日説明を聞いていただいて、いろいろとお考えいただけたらと思っております。着席をさせていただきます。

13日間で39回やるということをやっているんですけども、だんだん舌がしびれてきまして、滑舌が本当に悪くなってしまって、もともと滑舌は悪いんですけども、ちょっと聞き取りにくいかもしれません。すみません。

まず冒頭なんですけれども、この会、自民党、民主党、公明党、共産党の各議員に参加を求めましたが断られました。一部メディアに、反対派を入れない会はおかしいなんていうことを、MBSの『ちちんぷいぷい』という番組で、石田さんというコメンテーターが好き勝手言っているんですが、これは大きな事実誤認です、間違いです。反対派の方にも参加を求めたんですが、断られました。

それから、この会の趣旨なんですけど、橋下が延々としゃべるのはおかしいということをよく言われます。これもMBSの『ちちんぷいぷい』でやまひろさんが言っていますけれども、これもまったくの無理解といえますか、今回の、先ほど大都市局が説明をした大阪都構想の中身、先ほどざっと説明をさせていただきましたけれども、これは解決策なんです。

何を解決しようとしているのかということをご皆さんにしっかりお伝えしないと、この解決策がいいのかどうなのかなんて分かりません。いったい何を僕はこの大阪都構想で解決しようとしているのかというのは、このパンフレットの1ページ、2ページ目に記載をしております。

この1ページ、2ページ目がいらぬじゃないかと、『ちちんぷいぷい』の番組で散々言っているんですけど、これがないとみんな判断できないわけです。いったいこれは何のためにやるのか。

ですから、今から僕がお話をさせてもらうのは、なぜこんな解決策、この大阪都構想というものを提案したのかを、これは提案者として説明をさせていただきます。皆さんは、そ

の提案者、僕の提案理由ですね。それを聞いていただいて、そんなことはあまり、橋下は問題だと言うけれども問題じゃないよねとなれば、もう大阪都構想はそもそも反対になります。

仮に、僕が今から述べる問題意識、大阪における問題意識というものが、確かにそうだよねと。確かにそういう問題があるよねと思っていただいたとしても、それを解決する方法としては、大阪都構想じゃなくてもいいんじゃないの。今のままで、後でお話をしますけれども、反対派の人たちは大阪府庁、大阪市役所で話し合えば、僕が言っている問題点は解決できるんじゃないのということを、反対派の人は言っています。

ですから、僕が今から述べる問題意識、確かにそれは大阪の問題だよねと思ったとしても、ここまでの、大阪都構想のように役所を一からつくり替える必要はないよねと、今の役所のままでいいよねという考え方であれば、大阪都構想は反対になります。

いったい、この大阪都構想で何を解決しようとしているのか。僕が何を問題意識を持っているのか、ここをしっかりと皆さんに聞いていただかないと賛成、反対の判断ができないと思っていますので、まずはこの大阪都構想を提案した目的、理由についてお話をさせていただきたいと思っています。

まず、これから僕が話すことの中身を決めさせていただきたいと思うので、先ほどの大都市局の説明で、よく分かったという人、正直に手を挙げていただけますかね。お気遣いなく。そうですか。何となく分かったという方はどれぐらいいらっしゃいますか。そうですか。まだよう分からんわという方は、どれぐらいいらっしゃいますか。ああ、そうですか。さっぱり分からんわという人は。ああ、いらっしゃいますね。

分かりました。では、ちょっと話をさせてもらいます。僕はまず大阪府知事、大阪市長という職を経験しまして、大阪には非常に大きな問題があるなと感じたわけです。その問題を解決するためにこの大阪都構想というものを提案したんですが、その大阪の問題点というのは、この大阪にある役所、大阪府庁と大阪市役所ですけれども、仕事の整理が本当にできていないなど。このままじゃ大変なことになるなという問題意識を持って、それを解決しようと思って、この大阪都構想というものを提案したわけです。

大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理が付いていない。それでどういう問題が起きているのか。これが僕の問題意識です。まず第1点ですが、二重行政というやつです。

これは大阪府庁がやっている仕事、大阪市役所がやっている仕事、この二重行政の仕事というのは、単純に二重行政と言われてはいますが、仕事の中身が、大阪全体に関わる仕事が二重になっているということなんですね。どういうことかといいますと、大阪市の仕事、これ全部、今二重になっていますね、病院、大学、港、研究所、全部二重になっていますが、大阪府庁が大阪全体の仕事をやるのは当然です。大阪市役所も大阪全体に関わる仕事をやっています。だから二重になるんです。

例えば、市立病院。都島にあります。都島の総合医療センター。非常に素晴らしい病院です。市民の皆さんだけが利用しているわけではありません。周りの市町村の皆さんも

利用しています。大阪市民だけが利用しているわけではありません。

市立大学。大阪市民だけが学生ではありません。市民の学生の割合は 3 割ぐらい。残りの 7 割は大阪市民以外の学生さんです。大阪港、港。これもう皆さん、すぐお分かりだと思いますが、市民のためだけの港ではありません。この港を使っているいろいろな貨物を運んでいる、荷物を運んでいる、大阪全体、もっと言えば関西府県民がみんな利用している港とも言えます。大阪市民のためだけの港ではありません。

こちらの工業研究所というのは中小企業を支援する研究所ですが、大阪市内の中小企業だけを支援しているわけではありません。大阪市以外の中小企業もみんな利用しています。

環境科学研究所は衛生問題といいですか、健康問題といいですか、これも大阪市民のというよりも、大阪全体の安心・安全を守るための研究所、今こちらで大阪市役所の仕事として挙げられているものは、大阪市のためだけの仕事というよりも大阪全体に関わる仕事なんですね。

大阪全体に関わる仕事を大阪市役所がやっている。そして大阪府庁も大阪全体の仕事をやっている。ここが二重になっているんじゃないか。これを二重行政といいますが、問題意識は、大阪全体に関わる仕事をそれぞれの役所が別々にやっているって非効率じゃないの。こんなの別々にやる必要はないんじゃないのというのが、まず問題意識です。

今も二重になっていますけれども、将来にわたってもずっとこういう状態を続けていくというのは、不効率じゃないのというのが、まず問題意識の 1 つ目です。

例えば、新型インフルエンザなんていうものが、ばあっと発生したとします。そのときに大阪府庁の公衆衛生研究所と、大阪市の市立環境科学研究所が別々に動くわけです。新型インフルエンザが大阪にばっと発生したとき。僕はこれは違うと思います。

東京の場合には東京都立の研究所というものが新型インフルエンザの対策をします。僕は知事をやったときにものすごい問題意識を持ったのは、新型インフルエンザが発生したあの当時は致死率 40 パーセントと言われていました。感染した人の 40 パーセントが死ぬと聞いていたんです。僕は本当にびっくりして、毎日ほぼ徹夜で何週間も詰めて、大阪に上陸するかどうかを毎日監視して、疑いがあった場合には対策会議をやっていたんですけれども。

そのときに大阪府知事の下では、府立公衆衛生研究所、こっちの市立環境科学研究所というところは大阪市の下でやるんですけれども、知事なのに大阪市内のことは所管外というふうになっていたんです。大阪市内のことは管轄外。

でも、新型インフルエンザなんていうのは大阪市内、大阪市外も関係ないんですね。一度発生すると大阪中に、ばっと広がっていくわけです。そういう問題を大阪府、大阪市がばらばらでやっていいのか。大阪全体に関わる仕事はどこかが 1 つ責任者となってやるべきじゃないか。これが問題意識の 1 つです。これが二重になっているということが無駄だという話の他に、やっぱり大阪全体に関わる仕事は 1 つでやっていかなきゃいけないんじゃないのという問題意識です。将来にわたっても同じように、こういう二重状態が続くと

ということがいいのかどうなのか。僕は一本化しなきゃいけないと。そういう問題意識を持っています。

2番目。こちらは大阪市役所がやってきた事業の失敗例の一部です。額をよく見てください。これ全部皆さんの税金です。これから税金で支払っていきます。失敗して全部支払いを終わっていません。まだ支払いはずっと残っていきます。だいたい30年とか、それぐらいで支払いをやっていくということですから、まだずっと支払いが残っていくんですね。この額、皆さん、こういうのを見て許せますかということです。僕は許せない。このままの状態を続けるなんていうのはとんでもない。そういう問題意識を持っています。

例えば、不動産の投資事業。大阪市役所がやったオーク 200。港区弁天町ですけれども、ホテルを建てまして事業がうまくいきませんでした。1,027億円です。事業がうまくいかなかったただけじゃなくて、この間銀行から損害賠償請求を訴えられまして、大阪市役所が。裁判の結果は、650億円支払えです。今後10年間で650億円支払っていきます。1年65億円、皆さんの税金で払って行きます。1,027億円で建てて、それが無駄になっただけではなくて、さらに650億円支払わなければいけない。

オスカードリーム。住之江区に建てた商業施設の上にホテルが引っ付いたような建物ですが、225億円でつくりました。これは交通局がつくったんですけれども、これも事業がうまくいかずにこの間民間企業に売りました。売却できた価格は13億円です。225億円で建てて13億円で企業に引き取ってもらいました。それで終わったわけではありません。損害賠償請求、銀行から訴えられました。結論は285億円、さらに支払えと。交通局の会計でこの間一括で支払いました。

大阪市民の皆さんがこういうことをどこまでご存じかどうか分かりません。本来は僕がきちっと説明しなければいけない。また議員が説明しなければいけないんですが、おそらくこういうことを知らない人がほとんどだと思います。僕はこういうことは二度と起こしたくない。市民の皆さんの税金でこんなことを全部負担させるなんて言うのはとんでもないという、僕の問題意識は、もう一つはここにあります。

これは大阪市役所だけじゃないんです。大阪府、見てください。大阪府庁の失敗例の数々です。うまくいかなかったこと。額をよくご覧になってください。こういうことを今後も皆さんが認めるのかどうなのかということです。僕はもう二度と、大阪に住んでいるものとしてこんなことはやってほしくない。これは止めなきゃいけない。

今までの市役所、府庁、市長、知事、市議会議員、府議会議員、何をしていたんだという思いがすごい強いです。だからこれは変えなきゃいけないということで、今回大阪都構想というものを提案をさせてもらいました。

皆さんがこういう問題をどう感じるかということです。じゃあ、大阪都構想でどう解決するのか。これが解決策だというふうに言ったゆえんなんですが、僕は二重行政の問題とこういう税金の無駄遣い、これを止めるため、止めるということを目的の1つとして、この大阪都構想というものを提案したわけです。

パンフレットの3ページ、こちらをご覧くださいでも結構です。大都市局から説明があったかと思いますが、重要なところなのでもう一回繰り返し説明をします。大阪市役所というのは特殊な市役所です。こちらが大阪市役所の今の状況なんですが、大阪市役所、通常は市役所の仕事を普通にしています。医療、福祉、教育、ごみ処理。皆さんがイメージする通常の市役所の仕事です。皆さんの日常生活のお世話をする。保健医療だったり、子育て支援、保育所、特別養護老人ホームなど高齢者へのサポート、ごみの問題、小学校、中学校の教育の問題。皆さんが普通イメージする市役所の仕事。当然それは大阪市役所でやっています。

それと同時に、さっき二重行政の話をしましたけれども、大阪市役所は大阪全体に関わる仕事もやっているんですね。これが特殊なんです。産業、大学、港湾、病院。こんなのは大阪市民のためだけの仕事ではありません。

大阪府民が全部対象にもなっている仕事です。地下鉄なんか考えていただいたらお分かりだと思います。今大阪市営地下鉄の利用者の割合、7割が市民以外です。大阪市民の利用者は大阪市営地下鉄を利用している人たちの約3割だけなんです、大阪市民の利用の割合は。

ということは、大阪市営地下鉄なんていうのは、ある意味大阪府民全体のものなんです。大阪府民全体が使っているもの。そういう大阪全体の仕事を大阪市役所がやっているという、ここがちょっと大阪市役所の特殊性なんです。

大阪府庁、こちらはちょっと色が見えにくいかもしれませんが、下の方が、こっちが大阪府庁の仕事で、大阪全体の仕事をするとというのは皆さんもお分かりのとおりだと思います。大阪全体に関わる仕事を、大阪市役所と大阪府庁が両方やっちゃっているから二重行政になるわけです。それぞれの役所でやっちゃっているから。それだったら一本化したらいんじゃないかと。大阪市役所が今までやってきた大阪全体に関わる仕事を全部大阪府庁の方に任せてしまえというのが、今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想の考え方です。

ここにありますね。大阪市役所の大阪全体に関わる仕事、港とか大学とか病院とか地下鉄、バス、卸売市場、産業政策、こういうものを全部大阪市役所の仕事から大阪府庁の方に移してしまえ。そうすると、都市経営を担う広域自治体、大阪全体の仕事は全部新しい大阪府庁が担うことになります。これで二重はなくなるだろうと。

「新たな大阪府」と書いていますけれども、法律改正をやって法律改正が認められれば、ここが大阪都になるということです。大阪都は大阪全体の仕事を全部一元的に担う。全部大阪都庁が担うということで、これで二重行政がなくなる。

実は、これは東京でやったことなんです。東京は今から72年前までは、東京府と東京市でした。東京も東京府、東京市だったんです。これが2つ、東京府、東京市がそれぞれ東京全体の仕事をやって、ばらばらになっていたが故に一本化しなきゃいけないということ

で、1943年に東京府と東京市を一本化してできたのが東京都なんです。

72年前に東京がやったのであれば、大阪でもやろうということが大阪都構想の考え方。大阪市役所がやっていたこの大阪全体の仕事を大阪市役所から大阪府庁の方に移してしまう。大阪府庁で全部大阪全体の仕事はやってもらう。新しい大阪府は名前を変えれば大阪都になる。これで二重行政がなくなるだろう。

税金の無駄遣いのところですけども、特に大阪市役所が数々やっていた先ほどの事業の失敗ですけども、ああいう大きな負担をするような仕事は、大阪市役所にはさせない。どうということかということ、大阪全体に関わる仕事に大きな負担が生じるわけですから、大阪全体に関わる仕事は全部大阪府庁に移してしまうわけですね。そうすると、大阪市役所の仕事は何になるかということ、皆さんが通常イメージする市役所の仕事、保健医療、福祉、教育、ごみ処理、商店街のごみの問題。大きな負担がない、通常皆さんの日常生活をお世話する仕事、そこに今度大阪市役所をその仕事に集中させるわけです。そのことで大きな負担を負わせないというのが、大阪都構想の考え方です。

パネルの4番。先ほどの二重行政とか、数々の、ごめんなさい。もう一回2番、3番を見てもらいます。この数字をよく見てくださいね。こういう数字。うまくいかなかった金額。3番。この金額をよく見てください。大阪市役所と大阪府庁ですけども。

こういうものが全部皆さんのところに乗っかってくるわけです。皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、両方とも皆さんのところに乗っかってきて、4番。こちらの方が、右側のこちらの図です。この棒グラフですが、これが市民1人当たりが役所に負わされている借金額です。大阪市民1人当たり160万円です。

一方、東京都民1人当たりが役所に負わされている借金は48万4,000円。実に東京都民1人当たりの3倍以上、大阪市民1人当たりの借金額があるということです。東京都民1人当たりの3倍以上です。

何が問題なのかというのは、このグラフを見てもらったらお分かりのとおり、色の付いている方が大阪府分の借金。色の付いていないところが大阪市分の借金。両方とも大きな負担になっています。これが二重行政。両方とも同じような大阪全体に関わるような仕事をやってきて、両方とも大きな負担をしまっている。これが全部皆さんに負担を負わされているような状況なんですね。

東京の方はどうなっているかといいますと、役所の仕事の役割分担がきちっとできています。東京都庁の方が大きな負担をする。これは当たり前です。東京都庁というのは東京全体の仕事をするわけですから大きな負担をする。東京都庁が大きな負担をする。

そして下のここ。色の付いていないところ、6万5,000円分というのがいわゆる特別区の負担なんですけれども、先ほど僕が言いました。仕事の整理をして、これから大阪市役所、大きな負担をしないような役所につくり替える。それがこの大阪都構想であり、この大阪都構想というものが大阪市役所を特別区役所にしようという、そういう解決策なんです。今の大阪市役所を特別区役所にする。大きな負担をしない役所につくり替えてしま

いましょう。

東京都庁が大きな仕事をする。特別区役所は借金をあまりしない仕事。日々の皆さんの生活をサポートする仕事。医療、教育、福祉のいろいろなお世話。大きな高層ビルを建てる必要もないし、ホテルを建てる必要もない。不動産投資をやる必要もない。だから特別区の負担というものはそんなに大きくなるじゃないんですね。こういう東京都の役割分担、こうしないといけないでしょうと。

大阪市民の場合には、大阪府庁や大阪市役所が両方とも大きな負担をしているから、結局市民1人当たりの負担がこれだけ大きくなってしまっている。それだったら役所の仕事をちゃんと整理をして、東京都と特別区のようなこういう関係にしていきたいと思いますよというのが、大阪都構想の考え方です。

二重行政をやめるために、まず大阪市役所が今まで持っていた大阪全体に関わる仕事は大阪府に全部移してしまう。これで二重行政をなくす。その大阪全体に関わる仕事を大阪府庁の方に移すことによって、大阪市役所というものは通常の市役所の仕事に集中する。医療、福祉、教育の仕事に集中する。そのことによって、大阪府と同じだけの負担は負わないような役所にする。

僕は知事と市長の両方をやっていますので、大阪をよくするためには大阪府庁と大阪市役所を両方よくしなきゃいけないという考え方なんです。いろんな考え方の人の中には、大阪市役所だけよくすればいいじゃないかという考え方の人もありますけれども、皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、両方の役所がよくなないと意味がないというのが僕の考え方です。大阪府庁も大阪市役所も両方よくしなきゃいけない。

この大阪都構想というのは、大阪府庁と大阪市役所トータルでよくしていこうという考え方なんです。大阪市役所だけよくしようとか、大阪市役所のことだけを考えている話ではありません。

市民の皆さんにとっては、この負担。大阪府庁と大阪市役所が両方大きな負担をやり続けるような、こんな状態を僕は変えたいと思っているわけです。ここに問題意識を持っているわけです。

いや、このままでもいいんだと。大阪府庁と大阪市役所、このままでもいいんだという考え方の人は、大阪都構想反対になると、僕はもう、こういう関係はあらためなきゃいけない。両方の役所がこんな大きな負担をし続ける、そんな関係はあらためなければいけないという考え方で、大阪都構想というものを提案させてもらいました。

二重行政をやめると同時に、あの税金の無駄遣いを止める。大阪府庁、大阪市役所が大きな負担を、それぞれが両方こんな大きな負担をしていくような、こんな役所の在り方をあらためたいということで、まず大阪都構想を提案した。これが提案の理由の1つ目です。

そして2つ目なんですけれども、大阪の発展を考えたときに大阪全体を引っ張っていく強力な役所を必要と考えるかどうかです。

先ほどから繰り返し何遍も言っていますけれども、大阪全体の仕事を大阪市役所と大阪

府庁がそれぞれやっていますから、大阪全体のことについては常に大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって、大阪全体のいろいろな仕事をやっていっているという状況なんです、今の大阪の状況というのは、常に大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしている。

話し合いをやってうまくいっていることも確かにあります。全部が全部、大阪府庁、大阪市役所、失敗しているということではありません。でも、うまくいっていないこともたくさんあるんです。話し合いでうまくいかなかったということもたくさんあります。

特に、これから大阪経済の活性化ということを考えたときに、大阪府庁、大阪市役所がこれまでどおり話し合いでやっていったらいいのか。それとも、話し合いとかそうではなくて、大阪府庁に大阪全体の仕事は全部任せて、名前が変われば大阪都庁になりますけれども、大阪都庁に大阪全体の経済を引っ張っていってもらうような、そんな役所に僕はつくり替えたいという問題意識を持っています。

大阪府庁と大阪市役所の話し合いだけではなかなか、うまくいくこともあるけど、うまくいかないこともたくさんあって、大阪全体の発展にはマイナスだなというふうに、知事と市長の経験から感じました。これが問題意識の2つ目です。

どういうことかといいますと、例えば、大阪府知事、大阪市長として、大阪の経済を発展させるためにいろいろなことを考えるわけです。企業数、法人数、大阪の中に会社を呼び込んでこなきゃいけない。大阪の会社、法人数を増やしていこう。こういう数字も常に見たり、外国人観光客を増やしていく。今、大阪は外国人観光客が非常に増えていますので、大阪市内の飲食店や小売業、ものすごく今もうかり始めています。どうやったら外国人観光客が増えるのか。そして、これはデパートの販売額。今、大阪のデパート販売額増加率は全国で一番になっていますけれども、これは小売業の象徴ですから、どうやったら商売が繁盛するのか、そういうこともいろいろ考えています。

ホテルの稼働率。今大阪のホテル稼働率は非常に高くて予約も取れない状況になってきていますけれども、どうやったら観光客の皆さんに大阪に訪れてもらえるのか、ホテルがもうかるのか、ホテルが足りなければどこに建てるのか、そういうことを考えています。

大阪全体の景気をよくするということは、大阪の中の仕事を増やすということですから、有効求人倍率をどう上げていくのかということも常に考え、有効求人倍率が上がるということは、失業率が下がっていく。失業率をどう下げていくのか。こういうことを常に考えるわけですね。大阪全体の経済、大阪の経済を発展するということにおいて。

では、今みたいな数字を見て、大阪で何をやらなければいけないのかということ、いろいろな物事を考えていくときに、大阪市内だけを見る視点でいいのか。それとも、大阪府全体を見る視点が必要になってくるのか。僕は後者の方。大阪の会社を増やそうとか、有効求人倍率を高めよう、大阪の中の仕事を増やそうとか、失業率を下げようということを考えたときには、大阪全体、大阪府域全体の視点が必要だと僕は考えております。知事、市長の経験でそういうふうに考えました。

その理由は、5番。大阪の経済の広がり、もう今や大阪府全体に広がっているんです。

これはどういう図かといいますと、大阪府の地図ですが、この赤色の部分が大阪市の境界線。青の点々が事業所、経済活動の主体ですね。商売をやっている人たちだったり、企業ですね。要は経済活動の主体です。

見てください。この赤色の中。大阪市内の中だけに、もう今、経済というものが止まっているのではなくて、経済の広がりというのは大阪府域全体に広がっているわけです。この白い部分は山です。山を除いたところ、もう大阪府域全体に今大阪の経済というものが広がっている。であれば、大阪市内の視点だけじゃなくて、大阪全体の視点で経済というものは考えなければいけない。そして次のパネル。

これは人の移動の図なんですけど、ピンク色のところが人の移動の状況です。人の移動が大阪市内だけで今とどまっているわけではありません。大正時代までは大阪府の人口の約7割が大阪市内に集中していたんですけども、今やそういう時代ではありません。大阪市の周辺部にみんな人が住んで来て、人の移動は大阪府内を行ったり来たりしているわけです。

こういう大阪の状況に照らしてみれば、大阪の経済発展ということを考えると、大阪市内の視点ではなくて、大阪府全体の視点が必要だろうと。この大阪府全体の視点でものを考えたときに、大阪府、大阪市というものが話し合いばかりをやって物事を決めていく。そういうことで本当にいいのか。大阪全体の視点で大阪全体を引っ張っていく。そういう強力な役所が、それがいわゆる大阪都庁なんですけれども、そういう役所が大阪の発展にとって必要なんじゃないかという、そういう問題意識が、この大阪都構想の問題意識 2 番目です。

大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやって大阪全体を引っ張っていくのか。それとも、大阪都庁が大阪全体を引っ張っていくのか。どちらを選ばれるかということですね。東京はもう今は、東京府と東京市が1つに合わさって東京都庁になりましたから、東京都庁が強力に東京全体を引っ張っている、そういう状況です。

例えば、地下鉄を見てもらいたいんですが、17 番ですかね。これは東京の地下鉄の状況です。すごい地下鉄と私鉄のネットワークです。13 本の地下鉄のうち 11 本は相互乗り入れ。乗り換えなく他の私鉄と結び付いているわけです。

これは大阪の状況です。9 本の地下鉄のうち相互乗り入れは 3 本だけ。地下鉄と私鉄の乗り入れは 3 本だけ。ただ、これは技術上の問題がありますから、今日、あしたすぐに地下鉄と私鉄が結び付くわけではありません。レールの幅が違ったり、電気を取り込む仕組みが違ったりするので、すぐに地下鉄と私鉄が結び付くわけではないんですが、技術の問題なんていうのはいくらでも技術の進歩で解決ができる。

僕が言いたいのは、鉄道のこういうネットワークの話というのは、大阪市内だけで物事を捉えたらいいのか、それとも大阪全体で鉄道ネットワークというものを考えなければいけないのか。僕はもう今の時代、鉄道ネットワークなんていうのは大阪全体で見なきゃい

けないと思うんですね。ところが今、この地下鉄というのは大阪市営地下鉄ですから、大阪市内の視点で物事を考えています。

東京の場合には東京都が考えていますので、東京都全体の視点で考えて、こういうネットワークというものが築かれていると。これは40年前には、このいろいろな私鉄、全部終点がありました。僕は東京に40年前に住んでいたんですが、京王線に乗ってました。新宿が終点でした。東急東横線というのは渋谷で終点。小田急線は新宿で終点。東武線は池袋で終点。西武線は高田馬場で終点。みんな終点だったんです。それが40年たって、西武線はまだつながっていませんけれども、40年たった今ですね、この地下鉄と私鉄がどんどんつながってきた。

だから、今日、あしたすぐ地下鉄と私鉄がつながるということではないんですが、20年、30年、40年のスパンを考えていくと、鉄道のネットワークというのは、僕は大阪全体で見てもいかなきゃいけない、そういう時代になったんじゃないのかなと思っています。それは、さっきの人の移動ですね。6番。

大阪府域全体に人の移動が広がっているわけですから、大阪市営地下鉄がつくられたときというのは、大阪市内にみんな大阪の人は住んでいたような時代です。だから、大阪市内の中だけで地下鉄ということを考えていたらよかったですでしょうけど、今や大阪府域全体に人が移動しているわけですから、鉄道ネットワークなんていうのは大阪全体で考えていかなきゃいけない。すなわち、大阪市営地下鉄じゃなくて大阪府全体の、大阪府営地下鉄、名前が変われば大阪都営地下鉄にすべきじゃないかと考えたのが、大阪都構想です。

高速道路も見てもらいたいんですが、大阪の発展ということを考えてときに、これは東京の中央環状線という高速道路で、この間この赤色の部分が開通しました。新宿から羽田空港まで、昔は40分かかっていたところがこれで20分で行けるようになりました。しかし、この計画というのは、40年前に立てられた計画が今花開いたんですね。どんどん便利になってきています。

地下鉄の問題もそうですけれども、高速道路も40年とか50年、それぐらいの期間をかけて東京もどんどんよくなってきているわけです。

こっちは大阪の高速道路の状況です。ここが阪神高速の環状線であります。外側に同じように中央環状線なり環状線をつくらうということで、近畿自動車道、これは僕が知事的时候に大和川線という旗を振って、これも今進んでいます。これが湾岸線、淀川左岸線。これは環状線と言っているんですけどこの赤色の部分がつながっていないんです。計画が止まっていたんですね。

なぜかという、右側のところが大阪府担当。左側が大阪市担当。話がずっとまとまらなかったんです。僕と知事は同じ政党ですから、代表、幹事長という立場ですから、大阪のためにやろうということで決めました。今年度に計画決定する予定で今進めていますが、決定ができたとしても出来上がるのは30年後ぐらいです。町の発展というのはそういうことなんですよ。

地下鉄の話だって、決めたところで出来上がるのに30年とかなんですね。こういう問題、大阪府庁と大阪市役所が全部話し合いで何でもかんでもできないというわけじゃないんですよ。ただやっぱり、話し合いだったらできないこともある。こういうスピード感で見て、こういうことを決めて、また30年後ですと言われたときに、皆さんがどう考えるかですね。

空港へのアクセス。大阪の発展ということを考えたときに、やっぱり大都市は空港にいかにも早く行けるかということが重要です。ビジネスで、観光客で、どんどん空港に人が集まる。大都市に近ければ、その大都市はどんどん発展する。

成田空港って皆さん、昔東京からものすごく遠いというイメージがありました。今どうなったか。36分です。大阪市内から関空に行くよりも近いんです、今。ここに鉄道を1本通しているんですね。今や36分。なんと、今ご存じですかね。成田空港から羽田空港まで電車で1本で乗り換えなく行けるんです。93分。地下鉄が間を通ります。京成線から地下鉄が入って京急。京成と京急。阪急電車に乗って地下鉄につながって、そのまま南海電車に行くようなもんです。そんなことを平気でやっているんですね。

今度東京モノレール、浜松町から東京モノレールがありますが、もう1本電車を引くという計画がもう今、実現段階に入っていますね。品川から羽田空港までが14分。こんなことがどんどん行われているわけですよ。

ただ、これも今日のあしたじゃないんですね。何十年前かに何十年後の東京というものを見据えて、計画をつくって、今花開いているというのが東京の状況です。大阪も関西国際空港、遠い遠いと言われてはいますが、JR大阪駅の北側にある17ヘクタールの広大な土地。あそこをうめきたのまちづくりというものを、これもずっと大阪市役所で計画が止まっていたんですけども、知事と共同で旗を振って、あそこのまちづくりをやりませんが、あれもうまくいって平成34年で最速、きちんとできるのに平成38年とか40年とかです。

その下に地下の駅をつくります。梅田のところに地下の駅をつくって、そこから1本地下鉄を引きます。ちょうど西区のなにわ筋の下を走らせる計画です。西区の下を走っていきます、地下鉄。

そのまま、今度は南海とJRにつないで、関空につなぐという、なにわ筋線というのをやっとな、僕と知事で計画を決めました、できるまでに20年、30年です。

皆さん、大阪の発展を考えたときに大阪府庁と大阪市役所でこうやって話をする、話をするということでもいいのかということですね。大阪全体の発展ということを考えれば、もう大阪市、大阪府庁、大阪市役所、話し合いがどうのこうのじゃなくて、強力に大阪の発展を担ってくれる、僕はそういう役所が必要だと思っていて、そのために、さっき二重行政をなくすとか、市役所の税金の無駄遣いを止めるために、大阪全体の仕事は大阪府庁、名前が変わったら大阪都庁に全部一本化すると言いました。

それは単に二重行政を止めるだけではありません。税金の無駄遣いを止めるだけではありません。大都市大阪全体の発展ということを進めていくためには、僕は知事と市長の経

験からして、やっぱり大阪には強力に大阪全体を引っ張っていく役所が必要だと、それが大阪都庁だというふうに考えて、今回大阪都構想というものを提案しました。

皆さん、大阪府庁、大阪市役所が話し合いでやっていけばいいじゃないかと考えられるのであれば、今のままでいいと思うんです。大阪都構想反対。大阪の発展、大都市の発展というものを目指すためには大阪全体を所管する、大阪全体の発展を担う強力な役所をつくらなければいけないよねと考えられるのであれば、大阪都構想賛成ということになります。これが大阪都構想の提案理由の2番目です。

3番目が、今の大阪市内に皆さんの声をきちっとくみ取る役所の仕組みがない。今の大阪市役所では皆さんの声をくみ取るには不十分だと感じたこと。これが問題意識の3番目です。

どういうことかといいますと、今大阪市は260万人の人口です。260万人の人口という広島県と京都府とほぼ同じ人口なんですね。広島県と京都府は260万人の人口の皆さんの声を聞くためにどういう役所の仕組みをとっているかといいますと、こちらが京都府、こちらが広島県ですが、京都府人口263万人。263万人の人口の場合には、知事は1人いますけれども、京都府の中に15人の市長と10人の町長、1人の村長、合わせて26人の市町村長がいる。

選挙で選ばれる役所のトップが26人もいるんです。京都府の中に、26人の選挙で選ばれる役所のトップ、市町村長が住民の声を細かく丁寧に聞いていく。こういう役所の仕組みになっています。

広島県の場合は人口285万人、大阪市よりも20万人ぐらい多いですが、こちら14人の市長と9人の町長、合計23人の市長や町長、選挙で選ばれた行政のトップが23人もいて、住民の皆さんの声を丁寧に聞いていく。これが役所の仕組みなんですね。だいたい人口260万人規模の。

一方大阪市はどうなのか。人口260万人で選挙で選ばれる行政のトップは大阪市長、僕1人です。京都府や広島県では26人の市町村長や23人の市長、町長が住民の皆さんと対話をしているのに、大阪市の場合には大阪市長1人だけなんですね。

今日、こうやってたくさんの方に会場に集まっていただいて、第2会場、第3会場もいっぱいになっています。たぶん、僕とこうやって直接話をする、僕の話をも直接聞くという方は本当に少ないと思います。

もしかすると違う政治活動のときにお越しになっている方はいらっしゃるかも知りませんが、大阪市長が何か皆さんの地域の課題について話し合いの場に来るといふことは、まずないと思います。正直できません。260万人の人口がいるとほとんどできません。

成人式だって僕、1年に4区ぐらい回るのが精一杯です。普通市長といえば自分の地域の成人式は全部回りますけれども、大阪市長は全部なんか回れません。1年に4つぐらい回るのが精一杯なんですけれども、1人では駄目じゃないというのが、僕の問題意識の3番目です。

こちらに西区長の高野がいます。橋下、おまえ市長 1 人だと言うけど、高野がいるじゃないと思われると思います。高野はものすごく優秀な区長で、本当に仕事をよくやってくれています。西区民の声を聞いて、西区のために一生懸命仕事をやってもらっていますけれども、僕との決定的な違いは、選挙で選ばれていないということなんですね。

選挙で選ばれていないので最終決定権は持っていません。そして、大阪市役所のお金の使い道についての決定権も責任もない。僕の部下なんです。ですから、僕の職務命令で僕の決定に最後従わなきゃいけない。僕はそれは違うと思っています。

なぜかといえば、西区民のこと、西区のことを一番知っているのは高野です。僕ではありません。大阪市全体をまとめて物事を判断していくというのが僕の役割なんでしょうけれども、西区民の皆さんの細かな要望、細かな悩み、細かな課題、そういうことは高野の方がはるかに把握しているんですね。でも、高野は自分でそれを最終決定して、多くの問題は高野にやってもらっていますけれども、ちょっと大きな問題になってくると、お金が必要な問題とかになってくると、最後高野は大阪市役所、僕が仕事をしている淀屋橋の大阪市役所本庁舎に来て、お伺いを立てなきゃいけないんです。

大阪市役所のいろんな幹部にお願いをする。お伺いを立てる。話をする。それで駄目だったら最後は副市長ないしは僕の元に来て、どうするか判断を仰ぐ。僕はそれは違うと思いますね。

やっぱり区民のことを一番知っている、区民に一番近い、区民の皆さんの行事にも、区民の皆さんの集まるところにも一番顔を出している高野が、西区にとって何が必要なのか、何に困っているのか、どういう課題、何をしなければいけないのか、そういうことは区長が決定をしてそれを実行していくというふうに思っています。

だからこそ区長を今度は選挙で選びましょうというのが、この大阪都構想の 3 つ目の提案理由です。なぜ、選挙にこだわるか、決定権が必要なのか。これをご覧になっていただきたいんですが、例えば図書館です。

西区には中央図書館があります。立派な図書館ですけども、大阪市の図書館はこういうルールになっています。1 区 1 館になっています。24 区ありますから大阪市は、1 区 1 館なんです。人口がどうであろうが、何であろうが 1 区 1 館。西区は 9 万人でも 1 館。

9 万人でこんなばかどかい図書館があるんですけども、20 万人の平野区とか 20 万人の東淀川区でも 1 館。小さい図書館 1 館だけです。本当にそれでいいのということです。

東京を見てください。今回大阪都構想で目指そうとしているこの区は、選挙で区長を選ぶ特別区役所というものです。まさに今回大阪都構想でこの大阪市内に 5 つ設けようとしている特別区なんですけど、区長が選挙で選ぶ最終決定権者ですから、図書館の数なんか自分たちで決めているわけです。

もちろんお金の制限はありますよ。お金が無尽蔵にあるわけではないですから、100 館も 200 館も建てられませんけれども、お金をどう工面して幾つつくるかは区長が決めるわけです。西区には中央図書館があるのでもう 1 館図書館をつくるというのは必要かどうか分か

りませんけれども、仮に図書館をもう1館増やしたいと思っても、高野には決定権がありません。できないんです。また大阪市役所へ来て、いろんな話をしても、西区にもう1館つくるとするのは、おまえのところは中央図書館があるんだから先に平野区につくれ、東淀川区につくれとか、そんな話でぐちゃぐちゃになってしまうので、1区1館というふうになっているんですね。

スポーツセンターと温水プール、1区1館です、大阪市の場合は。これは、1区1館じゃないとまとまらないんですよ、大阪市内260万人いて、本当は人口の多い区にはもうちょっと増やすとか、人口の少ない区は、どことは言いませんけれども、言っちゃうとこの区民の皆さんが怒っちゃうんで。そこはちょっと我慢してもらって、隣の区のところに行ってもらおうとか。

プールは24カ所ありますけど、維持管理費だけで30億円掛かるんですね。建て替えると、1館30億円ぐらい掛かるんです。いろんなことを考えてやったらいいんですけど、とにかく1区1館です。調整ができないので。

東京の場合には特別区の場合には、それぞれ自分たちで考えてもらいます。スポーツセンターというのは、台東区なんか17万人の中に3施設ある。たぶん、施設の大きさにもよるんでしょうけどね。港区は20万人で1施設。スポーツセンターはあまりいらないけれども、何か別のものをやりましょうとか、港区は考えているんでしょうかね。その特別区で考えてもらっているんです、その地域の皆さんに。温水プールもそうです。

大阪市内を見たときに、全体を1つの固まりと見て全部一緒、とやるような行政がいいのか。高度成長時代、ある意味分配の政治のとき、皆さんに全部分け与えていきますよというときには平等に、1区1館でもよかったんでしょうけど、これからの時代は皆さんの求めに応じて何でもかんでも、あれやります、これやりますの時代ではなくなります。

必要なものは増やさなければいけない。でも、そうであれば我慢してもらうものも我慢してもらわなきゃいけない。この調整をやっていくのが、これからの政治行政の一番重要な部分になると思います。

もちろん住民の皆さんは、あれやってほしい、これやってほしい、いろいろあると思うんですけども、必要なものは増やす。その代わり我慢するものも我慢してもらう。これをやりながら住民の皆さんが求めるもの。一番住民のニーズに合ったものを提供していくということがこれからの大阪の行政。これは日本全体にも言えることなんですけれども、そういう行政がこれから求められる行政だと思っているんですね。

そういうときに、大阪市長1人で大阪市民260万人の要望を聞いて、この必要なものを増やして、こっちは我慢してくださいとやるのは不可能です。ですから、選挙で選ばれた区長を5人置いて、1人ではできないんだったら5人の選挙で選ばれた区長がそれぞれの特別区の地域の住民の皆さんの声を聞きながら、その5つのエリア毎に必要なものと我慢するものの調整をしていってもらおう。そういう大阪にしていかなければいけないんじゃないかと思っております。

特に、さっき大都市局から説明がありましたけれども、5つの特別区の地域の特色。みんなばらばらです。普通に区で考えてもらってもいいんですが、西区と港区とか、西区と旭区の状況というのは全然違います。子育て世帯の数とか、高齢者の数とか、課題の状況、全然違います。それぞれ地域特性があるんですね。

そうであれば、その地域の特性に応じて、それぞれのまちづくりをやっていく。そういう時代に大阪は入ってきたんだな。そういうふうに行政はやっていかなきゃいけないんじゃないのかなと思っております。大阪を一律に捉えて、大阪全体で物事を全部同じようにやっていく。そういう行政から、5つの地域にエリアを分けて、それぞれの地域でまちづくりを独自にやっていってもらおう。そういう大阪を目指すために、今回大阪都構想というものを提案させてもらいました。

教育委員会も見てもらいたいんですが、体罰案件。学校・教育現場での体罰案件の数です。24年度突出して、25年度はこうなりました。それでもまだ落ち着いておりません。こちらはいじめの案件。体罰、いじめ、多いですね、大阪の教育現場。何とかしなきゃいけないということで、教育委員会とはいつも議論しているんですが、大阪の大問題。大阪には教育委員会が1つしかないんです。

小学校、中学校の数は400を超えています。400校を超える学校を1つの教育委員会が見るなんていうのは不可能です。僕は260万人の住民の皆さんの声を細かく聞いていくというのは、1人では無理だと言ったのと同じように、教育委員会も400校の学校の面倒を見るのは無理。見切れておりません。

教育委員会とも議論しました。教育委員会も無理ですというふうに言っています、400校以上見るのは。そこで大阪都構想で特別区を設置しますと、教育委員会は5つになります。

もっと増やした方がいいんじゃないかと言われるかも知れませんが、これはいろんな理由で5つの特別区。お金の問題とかそういうことで5つの特別区にしましたが、それでも今1つの教育委員会が400校以上の学校を見ているのに比べれば、5つの教育委員会が学校を見る方がもっと目が行き届くと思います。

児童相談所。これが児童虐待の相談件数。どんどん増えていっています、大阪は。何とかしなければいけません。ただ、この児童虐待に対応する児童相談所が大阪市には1つしかありませんでした。全然足りていません。

ですから、今回僕が予算を付けて児童相談所を平野区にもう一つつくるようにしました。2つでも足りません。今度特別区設置になると児童相談所は児童相談所は5つに増えます。教育委員会が5つに増えること、児童相談所が5つに増えることを、住民サービスの向上というふうに捉えてくれるかどうかですね。

反対派の人たちは、住民サービスというふうに言うと、何か役所からもらえるもの、給付されるもの、そういうことばかりを言うわけですよ。どういうふうに、例えば保険料を下げてくれるのとか、何かやってくれるの。そういう話ばかりするんですけど、住民

サービスというのは役所がしっかりと皆さんのいろんな要望に応えますよ。皆さんの相談に応じますよ。役所がいろんな課題について細かく目配りをしますよ。こういうのも住民サービスなんですね。

教育委員会が1つよりも5つの方が、児童相談所が1つよりも5つの方が、住民サービスは上がるに決まっています。役所も目を光らせてくれるわけですから。ということで特別区設置をすると、児童相談所も5つに増える。

児童相談所というのは数だけではありません。重要なのは、西区で悲惨な事件が起こりまして児童虐待の問題は今高野の方に、第一義的な責任者になってもらっているんですが、高野の方にいろんな案件が入ってきて、これをこういうふうに対応しなきゃいけないと思っても、役所で指示はできないんですよ。

どういうことかということ、パンフレットの18ページです。これが今の区役所の状況なんです。これが高野区長ですね。区役所の部門がこれだけしかありませんけれども、ここには高野は指示は出せるわけです。窓口サービスとかそういうことに関しては。

でも、児童虐待やら何やらというのは大阪市役所の中のこども青少年局とか、そういうところが担当していて、大阪市役所の本庁の方の役所組織が、今区長は選挙で選ばれていませんから指示、命令ができないんですね。

児童虐待の問題も児童相談所の所長、こうしてくれ。こども青少年局長、こういうふうにやってくれ。ここはこれが問題だから教育委員会頼むぞとか言うことができない。今それは僕がやっています。それを新しい特別区になると、区長の下にずらっとこういう役所組織を置いて、区長が役所組織を動かして、住民の皆さんのさまざまな課題に対応していく。

今、大阪市役所、淀屋橋にある本庁舎に僕がいて、何か問題があれば区長からいろんな報告が来て、僕が指示を出して役所に動いてもらうということを、今度は選挙で選ばれる区長がそのトップに就いて、大阪市長じゃなくて、選挙で選ばれる区長がトップになって各役所に、特別区役所の役所に指示を出していく。その方がより住民の皆さんの声に基づいた役所の対応ができるのではないのかというのが、大阪都構想の考え方です。

大阪市内は、一律に金太郎飴のように考えて、大阪市全体、24区260万人を一緒くたに考えて、これからも大阪の行政をやっていくのか、それとも、大阪市内を少なくとも5つにエリア分けをして、それぞれが独自のまちづくりをしていく。自分たちで決めていく。必要なものは何なのか。我慢するものは何なのか。

今高野の方で保育所1つ建てることができません。できないんです。西区は今保育所が足りません。子育て世帯がどんどん増えてきている。でも、高野は保育所をここにつくると言うこともできないんですね。

それは僕、ないしはこども青少年局、大阪市役所の本庁舎の方で決める。もちろん意見は聞いていますけれども、西区のことだけを考えるわけにはいきませんから、今回はこの区にする、この区にするというふうになります。

もちろんお金の制限がありますから、特別区になったからといって保育所をどんどん増やせるわけではありませんが、先ほども言いましたけれども、選挙で選ばれる区長は最終決定権者、責任者ですから、もし本当にどうしても西区に保育所が必要なんだということになれば、無理やりつくれます。その代わり何かを削ると。

僕は今回子ども教育予算を無理やり 300 億円増やしました。その代わり僕の責任で、住民の皆さんにいろんなご迷惑もお掛けしながら、改革もやってきました。そういうことが僕はできるわけですね。

無理やり、子ども教育予算を増やす。5 倍に増やす。その代わり、いろんな改革をやって、いろんなお叱りも受けましたけれども。そういうことを大阪市長じゃなくて、選挙で選ばれる区長に、大阪市内 5 つのエリアでそれぞれやらしてもらおうというのが、大阪都構想です。

図書館の数も保育所の数も、特別養護老人ホームも、それからいろんなサービス、給食だって何だってそうですけれども、自分たちでやってください。大阪市役所、大阪市長が決めるんじゃない。これが僕の 3 つ目の狙い。大阪市内を 5 つに分けて、それぞれの特色に合わせたまちづくりをやっていく。

皆さんの意見を聞くというのは、皆さんの意見を個別に聞いて決めるということではなくて、最後は選挙で決めることになります。今、大阪市長選挙 1 つしかありません、大阪市内に。僕は西区をこうしますよということを掲げて選挙に出たわけではありません。大阪全体、大阪市全体をこうしますよということで選挙に出て、皆さんに選んでいただきました。

今度は選挙で選ばれる区長、5 人誕生しますから、皆さんのお住まいのところは今度中央区になります。中央区長の候補者が 4 人も 5 人も並んで、われわれの中央区はこういうふうになっていきます。こういうところを延ばしていきます。こういうところが必要だからこういうふうになっていきます。その代わりここは我慢してもらいますよということを中央区長の候補者がみんな言うわけですね。

それを見て皆さんが、どの区長にするのか。自分たちの地域はどういうふうにしていくのか。最後は皆さんの 1 票で決めていくというのが、大阪都構想です。今は大阪市全体の方針を大阪市長候補者が言って、皆さんの 1 票は大阪市全体のことを決める 1 票ですけれども、それを今度、特別区役所になると 5 つのエリアごとに、5 つのエリアのその範囲で自分たちのまちづくりの方向性を区長選挙で決めていく。そういう新しい大阪を目指していきたいというのが、大阪都構想の 3 番目の理由です。

皆さんのお住まいの中央区。お金はどうなるんだ。中央区ということになって、ちゃんと区役所は仕事をしてくれるのかと思われるかも分かりませんが、中央区は 29 ページ。こちらの資料は大都市局で推計をして大阪府議会、大阪市議会で賛成多数の可決を得たものです。

いろんな賛成、反対意見もこれからいっぱい出てくると思いますけれども、こちらに書

かかれている協定書というものは府議会、市議会で賛成多数を得た。その後霞ヶ関の役所の方で散々チェックを受けて、最終的には総務大臣から、特段問題なしという意見が出た。そういう資料だと思ってください。

賛成、反対、いろんなことは言いますが、今こちらでお渡ししている資料は府議会、市議会で賛成多数を得て、国の方にもチェックを受けて、最後、特段問題なしというふうに得られた資料だと思ってください。

中央区は、今より使えるお金がきちっと増えますよという推計に、計算結果になっています。ですから、この使えるお金を今度区長選挙か何かで皆さんに1票を投じてもらって、この使えるお金を皆さんのために使ってもらえばいい。

今あるお金よりも増えますよということですから、今あるお金はきちっと確保されます。今大阪市役所が提供しているサービスはきちっと確保するということが前提の上で、さらに将来にわたっては使えるお金がきちんと積み上がってきますよという数字になっております。

反対派の意見を紹介させていただきます。1枚ものの裏表に賛成、反対派の意見を出していますが、賛成派の意見は省略します。反対派の意見の方で、今言いましたけれども、住民サービスは低下しますということを反対派は言っていますが、先ほどから説明をしましたが、住民のサービスというのは給付だけではありません。教育委員会が増えること、児童相談所が増えることも住民サービスの向上だと考えれば、この住民サービスが低下しますという断言は異なることになると思います。

お金も、このパンフレットの中にきちっと書いていますけれども、きちんと確保しますよとしっかり明記しています。今大阪市役所が提供しているサービスに必要なお金は確保しますよと。

反対派の方は、専門職の確保が困難になりますと書いていますが、こちらの協定書の中に、パンフレットの中に「職員体制」という項目で、きちんと職員は確保しますよということも書いています。

賛成、反対派の意見がいろいろ飛び交うんですけれども、これは大阪市役所の説明会ですから、これはあくまでも協定書、府議会、市議会で議決をされて、国のチェックも受けた協定書に基づいて僕は説明させてもらっています。専門職も確保ができるし、お金も確保ができるので、住民サービスも低下はしません。

特別区内で今まで使えていた特別養護老人ホームとか、そういうものが使えなくなるというふうにもここでも書かれていますが、そもそも特別養護老人ホームは住所の要件は関係ありません。どこに住んでいても、どこの特別養護老人ホームにも入れます。

保育所は、確かに特別区内の住民だけしか、その特別区内の保育所に入れられないというのが原則になりますが、実際は隣の特別区同士、市町村同士で相互に受け入れをやっているのが現実です。

大阪市も豊中市の子どもたちを保育所に受け入れています、境界線のところでは。大阪

市の子どもも豊中市の保育所の方に受け入れてもらっている。こういうことはやっていません。

特別区になれば、さっきの高野の話ではありませんけれども、本当は高野は西区に保育所をつくりたい、つくりたいと言っているんです。でも、申し訳ないけど僕の決定でそれはできない。違うところを優先するというふうにやったんですけれども、むしろ特別区長になった方が、選挙で落とされるので必死になって自分の区内に必要なものをつくっていくようになります。

僕はべつに、西区民だけに選ばれているわけではありませんから、西区民には怒られるかも分からない。西区民の若いお母さんには、保育所を西区には増やさずに違うところにつくっちゃったんで、怒られるかも分からないけれども、大阪市民全体で評価されればいいという立場なんですね。

でも、特別区長になれば、自分の特別区域内で評価をされるので、一生懸命特別区域内で必要なものをつくる。隣の区にわざわざ行く必要がもうなくなるぐらい、必要なものが整備されるのではないのかというふうに考えております。

600億お金が掛かるとここに書いていますけれども、確かに最初に、この大阪都構想というものをやるためには、一定のお金が掛かります。コンピューターの仕組みを変える、庁舎を整備する。お金が掛かりますが、パネルの2番、3番。

ぜひ、これまでの役所がやってきた失敗の額とまた比べていただいて、最初に掛かる600億円というものがどうなのか。新しい役所をつくり直してこういう問題を止めていくというような目的のために、600億円掛けることがどうなのかということは、皆さんにまたご判断していただきたいなと思っています。

3番。こういう額を見ていただいて、600億円を最初に掛ける価値があるのかどうなのか。そして、パンフレットの26番。これは特別区5区を合わせた状態ですけれども、600億円最初に掛かったとしても、その600億円を差し引いたとしても、今よりもお金が17年間で2,700億円積み上がってくるという計算結果もあります。

ですから、最初に600億円掛けることが、今回大阪都構想をやるのに、掛ける価値があるのかどうなのか。そこがまた、皆さんのご判断になると思います。これまでやってきた無駄遣いの額。後からきちっとお金も積み上がってきますよという状態を見て、皆さんにご判断いただきたいのは、僕の問題意識。

大阪府庁と大阪市役所というものを、仕事の整理をしなければいけないのか、する必要があるのかどうなのか。二度と税金の無駄遣いがないような役所につくり直す必要があるのかどうなのか。

大阪全体というものを強力に引っ張っていく役所をつくる必要があるのかどうなのか。そして、皆さんの声をしっかりくんで、選挙で選ばれる区長の下に、大阪市内5つのエリアで特色あるまちづくりをやっていく必要があるのかどうなのか。

区長が必要なもの。何をどこに幾つつくっていく。それぐらいも今決められないような

区長が、住民の皆さんに近い区長が住民の声を聞いて、自分たちのまちづくりをやっていく。そういう新しい大阪を目指すのか、どうなのか。

これで 600 億円の価値が、今言った問題意識、解決するためにこの大阪都構想をやって、二重行政を止めて、税金の無駄遣いを止めて、大阪を強力に牽引する役所をつくって、住民の皆さんの声をしっかりくむ役所をつくる。その大阪都構想に 600 億円の最初に掛かるお金。掛ける価値があるかどうかというところを、皆さんにご判断いただければと思っています。

最後に、よくある Q&A で 31 ページ。こちらの方にいろいろ書かせてもらっています。特別区になっても住民サービスは下がりません。特別区になっても税金や水道料金、市営住宅の料金、国民保険料の料金、介護保険料金は上がりません。特別区になっても地域のコミュニティ、町内会や地域の行事などはなくなりません。

大阪都構想になっても今の区役所はそのまま残ります。西区役所で窓口のサービスはそのままやります。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続き。このような負担がないように調整をします。住所の表記は変わりますけれども、市町村合併があった地域では運転免許証や国民健康保険証の住所変更の負担はないようなかたちで調整をしているのが現実です。

以上、大阪都構想についての概略を説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了致しました。それではこれより終了時間 4 時までの間、ご来場の皆さまからご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方につきましては、その場で手を挙げていただきましたら、私がお指名させていただきます。

お座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じてご質問ください。この説明会はインターネット中継をされておりますので、必ずマイクを通してください。

本日の質疑内容は、後日全てホームページで議事録として公開されます。本日は多くの方にご出席をいただいておりますので、できるだけ多くの方の質問をお受けしたいと思いますので、ご質問は簡潔にお願い致します。

時間に限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を中断していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。この説明会場に用意しております質問用紙を提出いただければ、後日ご回答をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

回答につきましては、ホームページの掲出ということを考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それでは、ご質問のある方、挙手を願います。前から 2 番目の黒い服を着た男性の方。

(質問者 1)

市長自らの分かりやすい説明をありがとうございました。

来月の住民投票に行く上ですごく気になってくるのが、これからの財政のことで、市長のお話の中でその 1 の部分だと思うんですけども、26 ページの財政推計の予測みたいなのがありますが、推計というのはポジティブな予想とネガティブな予想を持っておりまして、たぶんこれは標準的なものになっているのかなと思っているんですけど、ネガティブなものはどういうものになるのか。

そのネガティブなものが起こる理由はこういうものが考えられて、それが府市統合のリスクというものになってくると思うんですけども、その辺についてお伺いしたいです。財政という部分に関してお伺いしたいです。

(橋下市長)

お金の部分が気になるところだと思うんですが、その前に、きちっと特別区の運営ができるということであれば、もう一回繰り返しになりますけれども、二重行政の問題、税金の無駄遣いの問題、大阪全体を引っ張っていく役所の問題、住民の皆さんの声をくむ役所の必要性。そちらを今度、どれぐらい重きを置いてくれるかどうかということになると思うんですけども。

今ご質問者の方が言われたように、特別区になって財政、役所が回るのかどうなのか。本当にそこは意識として重要だと思うんですけども、この推計というものは、役所の方で将来推計というものを必ずやるわけですね。

そのときに、税収はどれぐらい伸びるのかとか、そういう要素を考えています。だから、税収がぐっと減るとこの推計も変わってきます。この中にはいろいろ改革項目とかも入っています。その改革項目についても、例えば議会が反対をしていくとちょっと変わってくると思います。

ただ、これは主な要素のところ、人件費のところですかね。主なシミュレーションの要素というのは、今のリスク要素というのはどういう場合に上振れ、下振れ、税収のところもあると思うんですけども。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

資料を使って説明させていただいていいですか。

パンフレットの 30 ページをご覧くださいんですけども、今回お示しさせていただいている財政推計のやり方が、一番上に算定方式というのがあると思います。

基本的に今大阪市で行われている財政の推計、これを今回は事務の分担に応じて特別区に行くものと、大阪府に行くものに分けて、特別区の場合はその上のオレンジの部分ですけども、特別区の試算というものを切り出して、それに今回、特別区設置に伴う効果額とコストを加味して、収支というかたちで出しています。

この計算式を出すときに、もともと大阪市の粗い試算というのは、税金などは国、内閣府の方で示されている経済成長率の標準的なパターン、どこの自治体でもだいたいそういう標準的なパターンを使うんですが、そういうものに基づいて税金は推計しています。

リスクの部分ということになりますと、再編の効果額というのが予定どおり出ていくのか。市長の説明にありましたように、例えば地下鉄民営化ができるのか、ごみ収集の民営化ができるのか、その効果の発現年度によっても効果は変わってきます。

再編コストの方は、一応事務局の方で試算できるものは現段階で全て織り込んだかたちで試算しているという状況になっております。説明は以上です。

(司会) ご質問、ありがとうございました。次の方に移りたいと思います。

(質問者2)

東淀川区の崇禅寺駅の前に住んでおりました。

(橋下市長)

ああ、そうなんですか。僕と同じ。

(質問者2)

はい。今日、この場に野党の方々がいらっやっていないというのは非常に残念ですね。大事な仕組みが変わっていかうとしているときにきちっと話を聞いていただければ。

私自身、今日初めて参加して、今までなかなか定員で入れなくて、今日は2時間前に来まして、公園でお弁当を食べて参加させていただきました。

このように、橋下市長のお声をかすれさせて。

(橋下市長)

ありがとうございます。ご質問をしていただけるとありがたいんですが。すみません。

(質問者2)

つまり、家計で行きますと、奥さんが非常にやりくりを困っている状態ですね。ご主人さんがどのようにして収入を増やしていくか。お父さんのこれからの収入という面で、例えば、国会を大阪に持ってくるとか、本社機能を大阪に持ってくるとか、外国から大阪にどんどん企業を誘致するとか、環境、こういう点についてのどのようなプログラムを立てていらっやるのか。

(橋下市長)

まず1つ目は、今日は反対派は来られていけませんので反対派の意見はさっきまとめたべ

ーパーに記載しております。その裏面には賛成派の意見も書いていますから、それをご覧になっていただければ、賛成派、反対派の意見、なかなかかみ合っていないところもあるんですけども、そのペーパーを配らせてもらっています。

もう一つ、今どういうことを政策で考えているかということなんですけれども、すみません。今日は役所の仕組み、大阪都構想についての説明なんです。

先ほども言いました。僕自身が外国人観光客を増やしたり、大阪の企業を増やしたり、大阪の経済活性化をやるためにいろいろなことは考えています。大阪に経済特区をつくらうとか、いわゆるカジノを含む統合型リゾートを持ってこようということとか、いろいろ考えてはいるんですが、それは今日ここでお話をすることではなくて、新しい役所づくり、大阪府庁と大阪市役所というのをつくり替えて、強力で大阪全体を引っ張る大阪都庁ができたときに、その大阪都知事と大阪都議会議員が、今言われたご質問者の方のような、大阪全体を引っ張っていく、そういう政策を考える場になるということなんです。

今日はその中身、じゃあ、どういうふうに大阪全体を引っ張っていくのか、政策の中身をここでお話することではなくて、今非常に重要なご質問をいただいたんですが、大阪全体を引っ張っていく、そういう大阪の成長戦略。パネルで 21 番。大阪全体の成長戦略というものは、経済特区というものは、今大阪全体でいろいろやっていますが、23 番。この大阪の成長戦略というところに何をやるかというのが、全部書いてあるんです。

重要なことは、この大阪の成長戦略というものを誰が引っ張っていくかといったときに、今日の話では 2 つの考え方があって、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって大阪の成長戦略というものを実行していくのか。高速道路だ、鉄道だ、空港と地下鉄を結ぶ話だ。大阪府庁と大阪市役所が話し合って、こういう大阪の成長戦略を実行していくのか。

それとも、強力な大阪都庁というものをつかって、大阪都庁に一括で任せて、がんがん引っ張ってもらうのか。これをどちらを判断してもらえますかという話なので、大変申し訳ありませんが、この成長戦略の中身については大阪市役所のホームページに出していますので、そちらをご覧になっていただけたらなと思うんです。

今日の話は、まさに今ご質問者の方が指摘をしていただいたように、大阪を発展させていくためにこういう大阪成長戦略というものがもうありますけれども、これを実行していくために大阪府庁、大阪市役所が話し合いでやっていくのか、それとも、大阪都庁というところに一括で任せて、がんがん引っ張ってもらうのか、どちらにしますかという話なんですけれどもね。ありがとうございます。

(司会)

ご質問、ありがとうございました。次の方に移らせていただきます。真ん中の方。

(質問者 3)

ちょっと身近な問題で、たぶん皆さん聞きたいと思うんですけども、大阪市の地下鉄

がなくなれば大阪府営地下鉄になるわけですね。

(橋下市長)

はいはい。

(質問者3)

そうなれば、大阪市民の高齢者の敬老パスはもちろんなくなるわけですよね。

(橋下市長)

なくなりません。

(質問者3)

なくなるんですか。

(橋下市長)

先ほどもちょっと。

(質問者3)

どこが発行するようになるんですか。

(橋下市長)

それは各特別区が自分の福祉予算。敬老パスというのは地下鉄が発行しているわけじゃないんです。あれ実は福祉局というところが福祉予算で出しているんですよ。

どういう仕組みかといいますとね、70歳以上の高齢者の方が地下鉄に乗るときに敬老パスというものを使っていますけれども、あれ全部金額が、ざっと合計金額が出てきまして、一括で大阪市役所の税金、福祉局の税金で地下鉄が払っているんです。

(質問者3)

5区になれば、中央区になれば、中央区がやめや言うたらやめるわけですか。

(橋下市長)

それは、今回大阪都構想になったからやめになるんじゃないかと、例えば、今度特別区の区長さんが。

(質問者3)

特別区になった場合ですね、西区が中央区になりますね。その中央区の議会で、うちの

区はやめましょうか、予算がないのでと言ったら、なくなるわけですか。

(橋下市長)

区長と区議会が決めればなくなりますが、それは今の市役所の市長と市議会でも同じです。今の市役所の市長と市議会でも、なくしましょうかと言ったら今でもできますけども、見てください。敬老パスの改革。これは大変申し訳ないです。皆さんのいろんなご批判を受けながら改革をさせてもらいましたけれども、この敬老パスの改革は今まで大阪市役所で20年来改革をしなければいけないと言っていたのに、歴代の市長も歴代の市議会議員も誰も改革できなかったんです。

僕がやっと今回初めて改革をやりましたが、おそらくこの敬老パスの改革ができる新しい区長や新しい区議会議員は絶対そんな人はなかなか出ないと思います。そら、選挙の前になって、みんな選挙にびびってしまってそんなことできませんから。僕が初めてやったんです。

これだけ皆さんに、あほぼけかす、あほぼけかすと言われながら。それでも皆さん、敬老パスは90億円税金を使っているんです。

(質問者3)

でも、最初橋下市長が市長選に出る前日に、各区に配られた公約には、橋下市長は4年間は上げませんと。

(橋下市長)

いや、上げませんとは書いていません。敬老パスはなくしませんと言ったんです。あのまま行くと、ちょっとご質問者の方、誤解があるかも知れませんが、もう一度言わせてもらおうと、敬老パスは70歳以上の方が使っている地下鉄の料金を、20代、30代、40代、50代、60代の方の税金で肩代わりしているだけなんです。

高齢者の方が増えていくと、その税金が110億、120億まで増えていくという話になったので、これはもう敬老パスもたないなということで、これは以前から議論されていることなんです。それで一部負担をいただいた。

だから、敬老パスは、僕なくしていません。敬老パスは維持しますよと。持続可能な制度にするためには、一部やっぱり負担をいただかないともちません。全国どこを見ても敬老パス無料なんていう自治体はありません。

大阪府内でも敬老パス制度があるのは大阪市内だけ。裕福な東京でも所得に応じて1万とか2万の負担はしてもらっているんです。ただでは絶対もたないと思ったので、例えば、国民健康保険でも年金でもそうですけれども、制度をもたせるためには、申し訳ないけれども国民の皆さんに負担を求める。持続可能な制度にする。そういう意味で敬老パスについては、維持するために今回一部自己負担をいただいたんです。

(質問者 3)

分かりました。もう一つ身近な問題で。

(橋下市長)

だから、特別区になっても、各特別区の区長さんが判断をして、今回都構想になっても敬老パスはまずいったんそのまま引き継がれます。ただ、そのあとの特別区長と区議会議員が改革できるかといったら、僕以上にくるくるぱーの区長と区議会議員が出ないと、あれは改革できないです。ものすごい反発がありましたから。

(質問者 3)

プールはどうなりますか。先ほど温水プールがありましたけれども、維新の先生に聞きますと、1つの区で、新しい特別区では2つか1つでいいんじゃないかということを知りまして、今の24区にある1つを、西区の中央区なら、まず2つに統合したいと。どんどん赤字が増えて行くばかりなので。最終的には西成区に1個になるだろうと。それは本当ですか。

(橋下市長)

繰り返しになりますけれども、どういう政策にするかというのは、今度の新しく選ばれる特別区長と区議会議員が判断をしていくわけですね。ですから、今度特別区になれば区長選挙のときに区長の候補者がいろいろ言います。こういうふうにします。こういうふうにします。それは区長同士の討論会でやりますけれども、皆さんに考えていただきたいのは、特別区ごとに必要なものと不要なものということを決められる、そういう大阪を目指すのか、1区1館、一律の大阪を目指すのかですね。

今の大阪の状況だと、西区や今度新しい中央区の方に、特別にこれがほしいとか、これをしてほしいということできないわけです。大阪市を一律に見るわけですから。例えば、この西区は子育て世帯がすごく増えてきていますので、子育て世帯をサポートするような特別な政策をやりたいと。

淀川区とか東淀川区とか旭区とは関係なく、この西淀川区この地域で、もっと言えば中央区のところでもやりたいというようなことがあれば、何かは我慢しなきゃいけない。そのときもしかするとプールというものが出てくるかも分からないし、スポーツセンターが出てくるかも分からない。

今日お話をさせてもらったのは、必要なものと我慢するものをきちっとエリアごとに調整できる仕組みにしますよということなんです。

(質問者 3)

結局は、特別区 5 つに分かれるのが賛成になってからの話ということですね。

(橋下市長)

そうです。賛成になってからです。

(質問者 3)

それまでは未確定だということですか。

(橋下市長)

ただ、僕の改革ではプールは多すぎると思っていますので、改革プランは出しています。でも、それは今議会で。

(質問者 3)

橋下さんは 9 つにされると。

(橋下市長)

18 じゃなかったでしたっけ。

(質問者 3)

18、9、それから 4 か。そういうことを聞いたことがあるんですけどね。

(橋下市長)

ごめんなさい。今ちょっとすぐ、市政改革プランに書いてあるんですけど。ただ、今の大阪市内で 24。

(山口大阪府市大都市局長)

18 です。

(橋下市長)

プール 18 です。これは他の都市と比べて、人口率を考えて、プールは。

(山口大阪府市大都市局長)

屋内プールは 9 でした。すみません。

(橋下市長)

屋内プールが 9。スポーツセンターが 18。これは、維持管理費で 30 億掛けたり、建て替

え経費にこれからお金が掛かってくるので、本当にそれだけの数が必要なんですかということ、これから議論していかなくちゃいけないと思いますね。

(質問者3)

それはまだ、これからの話ということですね。

(橋下市長)

そうです。大阪市内は、図書館の数が圧倒的に少ないです。東京都民1人当たりの図書数と、大阪市民1人当たりの図書数を比べると、大阪市民の1人当たりの図書数は半分以下です。図書館を僕は増やしていかなくちゃいけないと思うんですけども、それを増やしていこうと思うと、何かを我慢していかなくちゃいけないというところになると思います。

(質問者3)

分かりました。もう一つだけ。

(司会)

申し訳ありません。ちょっと時間が来ておりますので、まだたくさん質問者の方がおられると思います。申し訳ありません。時間もおりますので。

(橋下市長)

また紙に書いていただいたら、お答えしますので。

(司会)

あとお1人さま。こちらの真ん中の女性の方。

(質問者4)

市営交通が民営化されたら、今ある共通全線定期とか、ノーマイカーフリーチケットとか、そういうのは廃止されるんですかということと、自分は直接関係ないですけど、福祉の、障害者の介護人付きとかの無料乗車証とか無料定期とかはどうなるんですか。

(橋下市長)

福祉の関係は、今行っているサービスは、まずは特別区にそのまま引き継がれます。繰り返しになりますけれども、そのあと、それぞれの特別区長や特別区議会議員がいろいろ議論をして、どうするかという話をしますが、僕もそこはいじりませんでしたので、それをなくしていく区長とか区議会議員が誕生するかといったら、僕はそれは誕生しないと思うんですけどもね。

僕も残したと。これだけいろんなものを、補助金を節約とか、切ったということで思いっきり怒られている僕ですら、そこはいじっていませんので、普通の区長や普通の区議会議員だったら、そこはいじらないと思いますね。

民営化になったときのいろんな定期券とかそういう話は交通局の話になりますけれども、今よりも不便になることはないです。民営化になってより便利にさせる。これは皆さん、どうお感じになっていただいているか分かりませんが、今民営化ということを前提に、地下鉄の初乗り料金、200 円のところを 180 円に下げました。消費税の分は他の区間は上がりましたけれども。

トイレもきれいになったと思います。駅の売店もコンビニが入ってきたと思います。終電の電車も 1 本、1 時間ぐらい延ばしました。これは民営化を前提にサービスの向上に努めてきましたので、民営化になって今よりもサービスが下がるということは、民間企業者の経営者としてはあり得ないと思っています。

今交通局の局長から話を聞いているのは、ピタパとイコカで連携ができていないので、あれをあと 4 年後ぐらいにピタパとイコカを合わせていくという報告は聞いています。

(司会)

ありがとうございました。

(質問者 4)

共通の定期券はなくなるんですか。

(橋下市長)

どれとどれの共通ですか。

(質問者 4)

市営交通の全線共通の定期とか、ノーマイカーフリーチケットみたいな。

(橋下市長)

僕は、細かなことは存じ上げないので、分からないんですけど。

(質問者 4)

全部乗れるっていう、購入したら。

(橋下市長)

ただ、民営化になって、今よりも不便になることは、普通の民間企業経営者としてあり得ないと思っています。

細かなことは今答えられなくて申し訳ないですけど、紙に書いていただいたら、きちっとホームページの方に公開させていただきたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。まだたくさんご質問があるかと思うんですが、紙の方で出していただいたらお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

(橋下市長)

もう一つ、こういう議論もあるんです。大阪都構想になると税金を奪われるという話もありまして、どこに奪われるかという大阪府に奪われるというんです。それは皆さんが大阪府というのをどう考えるか。皆さんは市民でもあり府民でもあり、大阪府というのは皆さんが選んだ府議会議員、府知事がやっているわけです。奪われるということはどう考えるかということと。

パンフレット 19 ページ。これだけちょっと見ていただきたいんですが、皆さんが払っていただく税金は、直接特別区に行くものと、一部は一回大阪府の会計に入ります。一部は大阪府の会計に入るんですが、これは各特別区に公平に配分するために一回大阪府の特別会計に入ります。

各特別区で税収について集まるところ、集まらないところ、不均衡があります。梅田、難波、そういうところで税金が多く集まりますが、それを公平に配分するために、一回皆さんの税金は大阪府の特別会計に入れさせてもらって、ここで公平に配分していく。大阪府が取り上げるわけではありません。

国の税金の仕組みも、東京、大阪、名古屋で国の税金の約 6 割、7 割が集められますけれども、東京、大阪、名古屋ばかりで使っていたらえらい問題になりますから、皆さんの税金を一回国が集めて、全国 47 都道府県に配分するのと同じように、一回大阪府の特別会計に預けさせてもらいますけれども、ここから各特別区にきちっと配分する。大阪府の特別会計に入ることを、取られた、取られたと言う人たちもいるということです。

(司会)

ありがとうございました。質疑は以上とさせていただきます。

(橋下市長)

皆さん、長時間ありがとうございました。時間が足りない中で説明は不十分だったかと思えますけれども、5月の17日、皆さんのこの1票で未来の大阪が決まることになりましたので、皆さんにきちんと考えていただいた上で、未来の大阪のために5月の17日、ぜひ住民投票で皆さんのご判断、ご意志を示していただきたいと思います。

本当に長時間、どうもありがとうございました。滑舌が悪くてすみませんでした。次の

会場に行ってきますので、失礼させていただきます。本当にありがとうございました。

(司会)

説明会の終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

本日お配りしました資料はお捨てにならないように必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日、日曜日でございます。大切な1票でございますので、必ず投票してください。

住民説明会は、他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継録画および全区役所でも中継しております。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方は、そちらもご利用ください。

本日はこれをもちまして特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。